

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

※令和6年4月1日時点

	審議会等名	設置根拠	委員定数 (人)	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	(公募委員がない、または公募を実施していない場合) その理由※1	(公募委員がない、または公募を実施していない場合) 今後の予定※2	理由 (※2で選択肢「3公募委員を募集する予定はない」もしくは「4公募委員は募集できない」を選択した場合はその理由を記載してください。)	特記事項 ※3
1	広陵町防災会議	災害対策基本法第十六条	30	30	0	5	0.0	16.7	1 条例に公募委員を規定していないため	2 公募委員を募集するよう検討予定		
2	広陵町民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	14	0	2	0.0	14.3	1 条例に公募委員を規定していないため	2 公募委員を募集するよう検討予定		
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	18	18	0	7	0.0	38.9	1 条例に公募委員を規定していないため	2 公募委員を募集するよう検討予定		
4	広陵町障がい者施策推進協議会 (障害者に関する審議会その他の合議制の機関)	障害者基本法第三十四条	14	14	0	4	0.0	28.6	1 条例に公募委員を規定していないため	2 公募委員を募集するよう検討予定		
5	広陵町社会教育委員会議	社会教育法第十五条、第十七条の二	6	6	0	3	0.0	50.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
6	広陵町文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	10	6	0	0	0.0	0.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
7	広陵町都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二	15	15	0	2	0.0	13.3	1 条例に公募委員を規定していないため	2 公募委員を募集するよう検討予定	専門性が高い。公募とすることで個人の利害関係に左右されるため	都市計画による地価への影響が大きく、個人の利害関係がないことを選考基準とし、判断することが困難
8	広陵町国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第三十九条	30	30	0	5	0.0	16.7	1 条例に公募委員を規定していないため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
9	広陵町環境保全審議会	環境基本法第四十四条	15	12	0	3	0.0	25.0	1 条例に公募委員を規定していないため			
10	広陵町環境保全指導員	広陵町環境保全指導員設置要綱	38	15	0	15	0.0	100.0	1 条例に公募委員を規定していないため			
11	広陵町行政不服審査会	広陵町行政不服審査会設置条例	5	5	0	0	0.0	0.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
12	広陵町情報公開・個人情報保護審査会	広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例	5	5	0	0	0.0	0.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
13	広陵町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第七十七条	16	16	3	11	18.8	68.8				
14	巢山古墳史跡整備検討委員会	巢山古墳史跡整備検討委員会設置条例	18	8	0	0	0.0	0.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	史跡の活用ではなく保存方法について議論するため	
15	広陵町指定管理者選定委員会	広陵町指定管理者選定委員会条例	8	8	0	1	0.0	12.5	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見を有している必要があるため	
16	広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会	広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会条例	20	16	2	4	12.5	25.0				委員定数について、20人以内をもって組織すると規定有り。
17	広陵町男女共同参画審議会	広陵町男女共同参画審議会設置条例	15	13	0	9	0.0	69.2	4 その他	1 公募委員を募集する予定		R6.5公募委員募集中

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

※令和6年4月1日時点

	審議会等名	設置根拠	委員定数 (人)	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	(公募委員がない、または公募を実施していない場合) その理由※1	(公募委員がない、または公募を実施していない場合) 今後の予定※2	理由 (※2で選択肢「3公募委員を募集する予定はない」もしくは「4公募委員は募集できない」を選択した場合はその理由を記載してください。)	特記事項 ※3
18	広陵町認知症初期集中支援チーム検討委員会	広陵町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例	10	6	0	5	0.0	83.3	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知識を必要とする委員会であるため	
19	広陵町農業委員候補者選考委員会	広陵町農業委員候補者選考委員会設置条例	10	10	0	1	0.0	10.0	1 条例に公募委員を規定していないため			
20	広陵町空家等対策協議会	広陵町空家等対策協議会設置条例	15	14	0	3	0.0	21.4	1 条例に公募委員を規定していないため			
21	広陵町地域福祉計画策定委員会	広陵町地域福祉計画策定委員会設置条例	20	19	2	8	10.5	42.1				
22	広陵町文化芸術推進審議会	広陵町文化芸術推進審議会設置条例	10	10	3	3	30.0	30.0				
23	広陵町消防委員会	広陵町消防委員会条例	13	13	0	2	0.0	15.4	1 条例に公募委員を規定していないため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
24	広陵町政策推進審議会	広陵町政策推進審議会設置条例	16	16	2	8	12.5	50.0				
25	広陵町特別職報酬等審議会	広陵町特別職報酬等審議会条例	5	5	0	2	0.0	40.0	1 条例に公募委員を規定していないため	3 公募委員を募集する予定はない	高い専門性等を求めており、公募にそぐわない審議会であるため	
26	広陵町スポーツ推進協会	広陵町スポーツ推進委員に関する規則	10	10	0	5	0.0	50.0	1 条例に公募委員を規定していないため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知見に基づき審議することが必要であるため	
27	広陵町上下水道事業経営審議会	広陵町上下水道事業経営審議会設置条例	10	10	2	3	20.0	30.0				
28	広陵町健康増進計画策定等委員会	広陵町健康増進計画策定等委員会条例	13	13	1	4	7.7	30.8				
29	広陵町予防接種事故等調査委員会	広陵町予防接種事故等調査委員会設置条例	7	7	0	2	0.0	28.6	2 公募にそぐわない審議会等のため			
30	広陵町食育推進会議委員会	広陵町食育推進会議委員会設置条例	16	16	1	10	6.3	62.5				
31	学校医	学校保健安全法第二十三条		13	0	1	0.0	7.7	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知識が必要なため	
32	学校歯科医	学校保健安全法第二十三条		11	0	0	0.0	0.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知識が必要なため	
33	学校薬剤師	学校保健安全法第二十三条		5	0	5	0.0	100.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知識が必要なため	
34	学校産業医	学校保健安全法第二十三条		1	0	0	0.0	0.0	2 公募にそぐわない審議会等のため	3 公募委員を募集する予定はない	専門的な知識が必要なため	
35	広陵東小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	10	0	3	0.0	30.0	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

※令和6年4月1日時点

審議会等名	設置根拠	委員定数 (人)	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	(公募委員がない、または公募を実施していない場合) その理由※1	(公募委員がない、または公募を実施していない場合) 今後の予定※2	理由 (※2で選択肢「3公募委員を募集する予定はない」もしくは「4公募委員は募集できない」を選択した場合はその理由を記載してください。)	特記事項 ※3
36 広陵西小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	8	0	2	0.0	25.0	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	
37 広陵北小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	8	0	5	0.0	62.5	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	
38 真美ヶ丘第一小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	10	0	3	0.0	30.0	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	
39 真美ヶ丘第二小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	8	0	5	0.0	62.5	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	
40 広陵中学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	8	0	3	0.0	37.5	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	
41 真美ヶ丘中学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	10	9	0	3	0.0	33.3	4 その他	3 公募委員を募集する予定はない	委員に「保護者」「地元住民」が含まれるため	
42 広陵町教育振興基本計画等策定委員会	広陵町教育振興基本計画等策定委員会設置条例	15	14	2	5	14.3	35.7				
43 広陵町・香芝市共同中学校給食センター運営委員会	広陵町・香芝市共同中学校給食センター運営委員会設置条例	15	13	0	2	0.0	15.4	1 条例に公募委員を規定していないため	3 公募委員を募集する予定はない	高い専門性等を求めており、公募にそぐわない審議会であるため	
44 広陵町ごみ減量等推進審議会	広陵町ごみ減量等推進審議会条例	15	15	5	5	33.3	33.3				
合計	審議会等数	44	10	547	513	23	169	4.5	32.9		

第202条の3（附属機関の事務等）

① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

<補足>

地方自治法第202条の3に基づく審議会等は、上述のとおりであり、法令、条例の定めにより設置された会でも、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査等を行うと定められていなければ、本調査の調査対象となる「審議会等」とはなりません。

（条例で定められた会の設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換等となっているもの（例えば、民生委員・児童委員等）は審議会等に含まれません。）